様式その11（第２条関係）

指定外来種飼養（栽培、保管）通知書

年　　月　　日

　　沖縄県知事　殿

通知者　住所

　氏名

　　下記のとおり指定外来種の生きている個体の飼養、栽培又は保管をしたので、沖縄県希少野生動植物保護条例第43条第３項の規定により、通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飼養、栽培又は保管に係る指定外来種 | 名称 |  |
| 数量 |  |
| 開始日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 飼養、栽培又は保管の目的 |  |
| 飼養、栽培又は保管のための施設 | 所在地 |  |
| 構造 |  |
| 規模 |  |
| 飼養、栽培又は保管の管理体制 | 施設の点検方法  |  |
| 飼養、栽培又は保管が困難になった場合の措置 |  |
| 運搬時逸出防止措置 |  |
| 備考 |  |

 （担当）

　電話

　FAX

　E-mail

 添付書類

　　１　飼養、栽培又は保管のための施設の位置を明らかにした縮尺5,000分の１以上の位置図

　　２　飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模を明らかにした図面及び写真

　注１　通知者の住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　「飼養、栽培又は保管に係る指定外来種」

⑴　「名称」欄には、飼養、栽培又は保管をする指定外来種の名称を記入すること。複数の指定外来種の飼養、栽培又は保管をする場合は、個々の種類ごとに届出書を提出すること。

⑵　「数量」欄には、現在飼養、栽培又は保管をしている指定外来種の数量を記入すること。数量は、指定外来種の個体数を記入すること。

⑶　「開始日」欄には、指定外来種の飼養、栽培又は保管を開始した日を記入すること。

　　３　「飼養、栽培又は保管の目的」欄は、具体的な内容を記入すること。

　　４　「飼養、栽培又は保管のための施設」

⑴　「飼養、栽培又は保管のための施設」とは、飼養、栽培又は保管のためのおり、水槽、柵、人工池沼、温室等の施設をいう。

⑵　「所在地」欄には、施設を設置する場所の住所を記入すること。

⑶　「構造」欄には、施設の構造、材質等を記入すること。

⑷　「規模」欄には、施設の規模（長さ、幅及び高さ、水平投影面積、個数等）記入すること。

　　５　「飼養、栽培又は保管の管理体制」

⑴　「施設の点検方法」欄には、施設の点検方法、点検頻度等について記入すること。

⑵　「飼養、栽培又は保管が困難になった場合の措置」欄には、やむを得ない事情により飼養、栽培又は保管をすることが困難になった場合の措置を記入すること。

⑶　「運搬時逸出防止措置」欄には、指定外来種を運搬する場合について、その運搬の際の逸出防止措置を記載すること。なお、運搬することが想定されない場合は、その旨を記入すること。

　　６　「備考」欄には、既に他の指定外来種で通知をしている場合は、その種類及び通知年月日を記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。